

会 議 録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和5年度第3回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和5年12月20日（水）午後1時30分から午後3時05分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 3階 災害対策室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、小林祐子、池田智士、井部祥子、大堀みき、木村豊治

・事務局

上越市：鋤柄副課長、石野係長、松井係長、春日主任

ガス水道局：西山総務課長、城川係長、岡田主任、江口主任

（審議案件担当課等）

板倉区総合事務所：田中班長、羽深主任

地域医療推進課：太田係長

健康づくり推進課（新型コロナウイルスワクチン接種事務室）：市川主任

幼児保育課：杉田係長

観光振興課：渡辺主任

農林水産整備課：松井係長、小嶋技師

スポーツ推進課：渡辺主任

ガス水道局計画調整課南部営業所：住谷班長

ガス水道局総務課：近藤係長

8 発言の内容

【開会】

鋤柄副課長： 本日はご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます契約検査課、鋤柄と申します。よろしく願いいたします。

鋤柄副課長： それでは、会議の開会の前に資料の確認をお願いいたします。

まず、事前にお送りしました次第、資料 1-1(発注状況総括表市発注分)、資料 1-2(発注状況総括表ガス水道局発注分)、資料 2(抽出案件の概要)、そして、本日お配りしました委員名簿、座席表、以上となりますが、よろしいでしょうか。

鋤柄副課長： 続きまして、会議の出席委員数であります。本日の出席委員は6名となっておりますので、上越市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告いたします。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和5年度第3回会議を始めさせていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。また、傍聴される皆様におかれましては、会議中の清聴について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、まず始めに今本委員長からご挨拶をいただいた後、入札監視委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、以降の進行は、委員長からお願いしたいと思います。それでは、今本委員長よろしく願いいたします。

【挨拶】

今本委員長： 師走のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

抽出案件が10件という限られた件数ではありますが、入札の監視をしっかりとしていければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【報告】

発注状況について

今本委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、2報告の発注状況についてのうち市発注分について、事務局から説明をお願いします。鋤柄副課長お願いします。

(市発注)

鋤柄副課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いし

ます。

全委員：（意見等なし）

今本委員長： それではなければ、続きまして、ガス水道局発注分について事務局から説明をお願いします。

（ガス水道局発注）

西山課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員：（意見等なし）

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： 今回の審議案件は、井部委員から 10 件を抽出していただきました。井部委員におかれてはお忙しい中ありがとうございました。

抽出理由については、資料の下段に記載してありますが、井部委員の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、各案件について事務局が説明を行った後、委員の皆様からご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただいから、回答していただくようお願いします。

《No.1 スポーツ公園多目的広場 C 面擁壁クラック改修及び塗裝修繕工事》

今本委員長： それでは、No.1 の案件について事務局の説明を求めます。井部委員から抽出理由の補足がありましたらお願いしたいと思います。

井部委員： 落札率が低いということで内訳として労務費や材料費等のあたりで価格に差がついたのかをお聞かせいただきたいと思います。

鋤柄副課長： 契約検査課の鋤柄です。私の方から説明させていただきます。

本工事は、経年劣化によりひび割れし、塗装が剥離したコンクリート擁壁を修繕するもので、落札率は 58.21%と通常より低い率となっております。

当市では、落札率が 85%を下回ると要領により低入札価格調査を実施することとしておりますので、落札者の装美社に対し低入札価格調査を行いました。

装美社によると、「実際に現場を確認した上で必要な数量を見積っており、無理な経費の圧縮はしていない」とのこと、入札額が予定価格より低価格だった理由としては、「取引のあるメーカーから塗料等を安く仕入れることができた」とのことでした。

積算の内訳資料でも、下地調整や下塗り上塗りの単価が参考見積に比べ安く見積もられており、入札価格が低減できたのは、やはりメーカーからの仕入れ価格を抑えることができたことが大きな要因と考えております。

本工事は既に完了し検査も終了しており、工事の出来に問題はなかったことを確認しております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

木村委員： 擁壁というのは土留め壁でしょうか。ブロック塀でしょうか。

渡辺主任： スポーツ推進課の渡辺と申します。

スポーツ公園に多目的広場がありまして、土留めではありませんが、周辺の道路や敷地と区別するためのコンクリートの塀です。

木村委員： 改修というのは性能を向上させる。補修というのは既存のレベルまで直す。修繕というのは新築レベルまで直すということで、今回は改修までやっているの塗装の範囲なのかと思い質問しましたが、クラックはどのような感じですか。家を塗装で直したりする時にひびが入ったのを塗って直すような感じですか。改修までする壊れ方なののでしょうか。

渡辺主任： ひびが入っておりまして、ひびの深いところに関してはUカットといたしましてUの字にカットしてそこにシーリングを施した上で塗装をしました。細かいクラックに関しては塗装でカバーして補修をしました。

木村委員： 土留めであれば土木工事になってしまうので、塗装業者が簡単に直せる工事ということでしょうか。

渡辺主任： 塗装業者が直せる範囲の工事です。

木村委員： 塗装業者は等級なしですが、順位はあるのでしょうか。

鋤柄副課長： 等級も順位もありません。塗装の専門業者です。

木村委員： 塗装の業者は全部で何者ですか。工事の時はだいたい14者ですか。金額によってでしょうか。

鋤柄副課長： 金額によるので、今回は金額が500万円未満なので、12者を選定しております。

木村委員： 前回の説明で、工事施工場所から近い順に業者を選定していると聞きましたが12者はどのように選定されたのでしょうか。

鋤柄副課長： 基本は施工場所から距離に応じて選定しております。塗装は専門業者が12者おりましたので全者を指名しました。業者が20者、30者といれば基本に基づいて近い順に選定します。

木村委員： 12者の全部を指名したけど9者が辞退したのですね。

鋤柄副課長： はい。

今本委員長： 資料の書き方が今回から変更となっているところに関わるのですが、当初契約額というのは、これはどういうものでしょうか。

鋤柄副課長： 当初契約額は、業者が入札で落札した税抜きの81万5千円を税込みに

すると 89 万 6 千 500 円になります。

今本委員長： はい、分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.1 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.2 測量設計業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.2 の案件も落札率が低いということで抽出していただきましたが何か補足することはありますか。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

松井係長： 本業務は、市道坪山平方線における災害防止対策工事のための測量及び設計業務となっております。

委託期間は、令和 5 年 7 月 4 日から令和 6 年 1 月 10 日までの 191 日間です。

発注仕様書に基づき、業務を進める中で横断工と新規構造物の関係で路線延長が当初の 20m から 26m に変更となったため、受託者である梨本測量社より増工に係る見積書を徴し、令和 5 年 10 月 10 日付で変更契約を行っております。

契約方法につきましては、予定価格を考慮して 8 者による指名競争入札といたしました。

業者選定につきましては、担当課から指名内申のあった業者である、一般社団法人 新潟県測量設計業協会の会員であり、災害応援協定を締結している上越地区の会員 14 者のうち、参考見積徴取業者 2 者のほか、市内本事業者 6 者を地理的条件を加味して選定しております。

当該業務につきましては、道路が崩落した箇所を復旧するための測量設計であり、災害適用の要件は満たしていないものの、災害復旧事業での測量設計が適していることから、災害復旧事業に係る測量設計マニュアルに基づき仕様書により発注しております。

予定価格は参考見積を徴した 2 者の中で、一番安い見積りを参考に、予定価格を定めたことから、最低制限価格は設けず、低入札価格調査の対象といたしました。

入札を行った結果、入札金額が予定価格の 85% を下回ったことから、梨本測量社に対し、7 月 3 日に低入札価格調査を実施し、調査の結果、積算内容等に不適切な点が見当たらなかったことから、受託者として決定をいたしました。

今回、井部委員から「落札率が低い。」との理由から、抽出いただいております。入札金額が予定価格の 85% を下回ったことから、低入札価格調査

を行いました。調査では、仕様書の内容を正確に理解しているか、経費の計上漏れはないか、人件費及び諸経費等において、無理な経費の圧縮は行っていないかなどについて聴き取りを行い、入札金額（委託費）の積算内容が仕様書を網羅していること、無理な経費の圧縮は行っていないこと、業務は外注せず全て自社で行うことを確認しております。

低価格となった理由につきましては、過去の同種の受注経験から作業率等を精査し、企業努力により入札額を低減することができたこと。さらに、測量・設計に使用する機器を自社で保有していることから、機器のリース料が掛からないため、その分の価格を抑えることができたとのことです。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 業者選定は地理的条件を加味してとありますが、具体的にどのように選定したのでしょうか。また、路線延長 6m の増は在来工事の増でしょうか。新規工事の増でしょうか。

松井係長： まず業者選定についてですが、業務場所が牧区の枚方地内ですので、この地内から同心円を描いてその中に入っている業者を選定しました。

木村委員： 場所から近い業者を選定したということですね。

松井係長： はい。

田中班長： 板倉区建設グループの田中と申します。延長が当初 20m から 26m と 6m 増工しておりますが、新規ではなく延長が伸びたものなので既設の発注です。

木村委員： 新規見積もりではないということですね。

田中班長： 数量が増えただけのものです。

今本委員長： ほかはいかがでしょうか。

大堀委員： どういう場合に再入札をして、どういう場合に低入札価格調査をするのでしょうか。

松井係長： 再入札は、入札額が予定価格を超えている場合に行います。低入札価格調査は、予定価格に対して入札額が 85% を下回る時に業者から来ていただき、聞き取りによりきちんと施工ができるかどうか確認をするものです。

大堀委員： 85% を下回らなかった場合は再入札になるのでしょうか。

松井係長： 入札額が予定価格を超えている場合は再入札を行い、予定価格を超えていなくて 85% 以上の場合はそのまま落札決定となります。

木村委員： 再入札は 2 回までですか。

松井係長： 2 回までです。

木村委員： 2 回で決まらなかったときは、入札を中止して再度、指名のし直しをするのでしょうか。

松井係長： 入札を中止した場合は、設計書に違算がないか確認し、違算がない場合は指名のし直しにより入札を行います。

今本委員長： 不落随契になるのはどういう場合でしょうか。
松井係長： 予定価格と入札額の差が10%を超えない範囲であれば、最低応札業者と随意契約の交渉をします。
今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
全委員： (意見等なし)
今本委員長： なければ、No.2 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.3 林道南葉高原線除草業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.3 の案件は、落札率が低く他の除草業務と比べても低いということで抽出していただきました。何か補足はありますか。
井部委員： 似たような草刈りや除草業務だと95.42%だったり、98.31%とあってそのような業務と比べて落札率が低いということで抽出しました。
石野係長： 応札額が予定価格の85%を下回ったため、低入札価格調査を実施したところ、この業務委託より前に受注している大型車の通行の支障となる支障木及び危険木の除去をする業務と合わせて効率良く実施することができると考え、参考見積積額より安価で応札することができたとのことでした。
なお、当該業務は適切に履行されております。
今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。
池田委員： 除草延長21kmはどこからどこまでの距離でしょうか。
小嶋技師： 農林水産整備課の小嶋と申します。
全延長は10.6km程となります。左右両側の総延長ということで21kmになります。
池田委員： 灰塚の入口からキャンプ場までということでしょうか。
小嶋技師： キャンプ場の手前から中ノ俣に抜ける林道になります。
池田委員： 途中から中ノ俣に行く方の林道になるのですね。
小嶋技師： はいそうです。
池田委員： 左右の上の木、枝ではなくて下の除草でいいのでしょうか。
小嶋技師： 上の木は別業務で発注しました。林道の中でくびきの森林組合が間伐の業務をしていましたので、その関係で近くで業務が行われているということからこのような落札額になりました。
池田委員： 上下セットで行ったため、安くなったということですね。
小嶋技師： はい。その通りです。
池田委員： 分かりました。
今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
上の木の部分と下の除草を別々に発注した理由はあるのでしょうか。
小嶋技師： 最初に支障木伐採の業務を発注し、間伐を行うのに大型車両の出入りに

支障となる支障木を6月頃に伐採しました。その後、くびきの森林組合が間伐を行い、林道脇に置いた木材を9月頃の搬出に合わせて除草業務を行う必要があるため、別発注したものです。

今本委員長： これは別の業務ということですね。

小嶋技師： はい。別と考えております。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.3の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.4 新型コロナウイルスワクチン接種会場運営業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.4の案件は、随意契約で100%の落札率だったということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部委員： 随意契約をした業者から見積もりを取っていると思いますが、見積を取って見積金額をそのまま予定価格として採用しているのでしょうか。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： 市では、令和4年度秋の接種から、市が行う集団接種について、職員の負担軽減を図りつつサービス低下を防ぎスムーズな接種を進めるため、接種会場の運営業務の外部委託を行っております。

資料にあります「抽出案件の概要」の「概要欄」に記載してある各種手続について、大量な業務を短時間で、かつ、誤りなく処理しなければならないことから、ワクチン接種券の内容確認、取扱うワクチンの種類、接種済証作成など、ワクチン接種に関する知識と経験を有している業者を選定しました。こちらの業者につきましては、令和3年度に県と市の共同の運営で行った県の大規模接種センターや令和4年度の市の集団接種の経験もあります。

落札率が100%の理由ですが、直前に参考見積を徴取しておりまして、細かい打合せの上での見積もりでしたので、細かい単位まできちんと合わせて予定価格としまして業者も直前に参考見積をしていることから金額に差異が生じていないのではないかと考えています。

また、変更契約は1回です。理由は、市職員の負担軽減を図るために職員の配置を減らし、それによる作業時間や市民の待機時間が増えるなどのサービスの低下を防ぐためです。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 令和3年度の県の大規模接種センターや令和4年度の市の集団接種をしているからということで、特命随意契約をしていますが、例えば隣接の糸魚川市や柏崎市も同様のことをしていると思うので、そちらの業者でもできるのではないのでしょうか。また、前年に引き続き業務を行うのであれば、

前年の評価で点数をいくら付けているから大丈夫なのかについて教えて
いただきたいです。

石野係長： 前年の実績について、点数はつけておりません。他市近隣市町村で行わ
れるワクチン接種についてどういった業者が行っているかについては、今
回は緊急であったため調査をしていない中で、県の大規模接種センターの
仕事ぶりを見てこの業者であれば間違いないとスムーズに行えると判断
して指名をしました。

木村委員： 令和3年度の県の仕事ぶりをみて続けてきたのですね。良かったかどう
かの判断は誰が行ったのでしょうか。

市川主任： 新型コロナウイルスワクチン接種事務室の市川です。

令和3年度に県の大規模接種センターが上越市内に設置され、そちらの
業務を県と市が共同運営、ある程度は市が業務を引き継ぐようなかたち
になり、そちらで業務を運用していた新潟MICEサポートの業務委託につ
いても当市が委託を引き継ぐような形になりました。ノウハウがありサー
ビスの低下を防ぐ意味合いも含めてこれまでの実績により判断しました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.4の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.5 ペーパータオル(13区区域)(単価契約)》

《 ペーパータオル(旧市区域)(単価契約)》

今本委員長： 続きまして、No.5の案件は、13区区域と旧市区域で分ける必要性和、同
じ商品と思われるが結果的に単価が異なる理由(まとめて発注すれば安く
なった可能性はないか)について、抽出していただきましたが、何か補足
はありますか。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： それではNo.5について説明させていただきます。市では、可能な限り事
業者の受注機会を設けるため、分割で発注が可能な案件については、でき
るかぎり分割しております。

今回もこのような理由から、合併前上越市区域と13区に分け、分割発
注しております。

単価が異なった理由ですが、配送距離や一回の受注数などを考慮したこ
となどが理由ではないかと推測しております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いしま
す。

木村委員： ペーパータオルが指定されていますが、いろいろな種類のペーパータオ
ルがある中でどのように選定したのでしょうか。

杉田係長： 幼児保育課の杉田と申します。ペーパータオルの選定につきましては、保育園の園長が検討し選定をしたものです。

木村委員： このペーパータオルはどのように使うのでしょうか。

杉田係長： 常時使用するものではありません。手洗いの際は通常、園児が持参するハンカチで手を拭きますが、園で感染症が発生した際、園内の衛生面を向上させるため、ペーパータオルで手を拭いています。

木村委員： 旧市と 13 区の分けでなく、配達先の方で分けたほうが経費は下がるのではないのでしょうか。単価が下がるよう効率的に行ってほしいです。

杉田係長： 参考見積を徴した際、旧市では配送料なし、13 区にあっては配送料が一律価格で計上されていたため案件を分けました。感染症の流行時期は、園によって異なるため、ペーパータオルを消費するタイミングが異なれば、園が配送を希望する時期も異なります。したがって、複数園への同時配送は現実的に困難であり、区域の細分化による経費削減に繋がる見込みがないこと、また、契約事務の効率化を図るため、今回のような区割りにしました。

木村委員： 受注機会の均等を図るために 1 抜け方式があると思いますが、この案件は 1 抜け方式による入札の対象ではないのでしょうか。

石野係長： 同じ業務ではないので 1 抜け方式の対象ではありません。

今本委員長： これは同じ業務ではないので 1 抜け方式による入札の対象にならないと思います。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.5 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.6 南新町保育園ほか 33 園 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく 定期点検業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.6 の案件は、随意契約である必要性を確認したいということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

松井係長： 抽出案件No.6 は、「南新町保育園ほか 33 園 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく定期点検業務委託」です。

本業務は、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づき、市内にある公立保育園 34 園の建築物、遊戯施設以外の建築設備及び防火設備を実施するための定期点検業務となっております。

履行期間は、令和 5 年 7 月 13 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 80 日間としております。

契約方法及び業者選定につきましては、当市の建築設計業務委託の発注

に関する運用基準に基づき、上越市建築設計協同組合との特命随意契約（1者から見積書を徴するいわゆる1者随契）といたしました。なお、建築設計業務委託の発注に関する運用基準については、業務の円滑な実施と品質を確保することを目的に、平成29年度から実施し、見直しを行いながら運用しているものであります。

今回、井部委員からは「随意契約である必要性を確認したい。」との理由から、抽出いただいております。

随意契約である必要性については、官公需法において、「国等は中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならない。」また、「組合の活用に配慮しなければならない。」とされております。上越市建築設計協同組合は、国や地方公共団体等が、物品を購入したり、工事を発注したりすることの受注に対し意欲的で、かつ受注した契約は、品質管理に万全を期し十分責任をもって実施できる経営基盤であることを中小企業庁が証明する「官公需適格組合証明」を取得しており、こうしたことから、問題なく業務の履行がされるものと考えたためであります。

なお、本業務につきましては、令和5年9月29日に業務を履行しており、担当課の検査の結果、仕様書及び担当課の指示どおりに業務が進められたことを確認しております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： （意見等なし）

今本委員長： なければ、No.6の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.7 電子カルテ・医事会計システム》

今本委員長： 続きまして、No.7の案件ですが、随意契約である必要性を確認したいということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： 今回のシステムを選定した理由は、既存のシステムが富士通製の前のバージョンのシステムであり、データ移行が容易でエラーなくできることから、診療に影響を与えずにスムーズにできること、カルテを示しつつ各種検査データや画像を示しながら患者に説明できるなど医師にとって扱いやすく、また、患者に説明しやすいこと、カルテ入力を効率化するための機能が豊富であることから、このシステムの前のバージョンの導入・保守を行っており、当該システムにも精通しており、市内にシステム及びサーバやプリンタなどのハードウェアのサポート拠点があり迅速な対応が可能な当該業者を選定しました。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

す。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.7 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.8 ビッグボブスレー1人乗り用スレッド(シーサイドパーク名立)》

今本委員長： 続きまして、No.8 の案件は、随意契約である必要性を確認したいということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： 既存ボブスレーの追加購入であり、当該設備に適合するボブスレーを取り扱える業者が同業者のみのため、上越市財務規則第135条第3項第2号に該当することから、当該業者との随意契約としました。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

小林委員： シーサイドパーク名立の年間の利用者は何人ぐらいでしょうか。

渡辺主任： 1万5千人前後です。

小林委員： 分かりました。現在、何台あって今回購入することで何台になるのでしょうか。

渡辺主任： 現在、24台あり追加で6台を購入し合計で30台になります。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.8 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.9 中郷浄水場他無停電電源装置バッテリー取替業務委託》

今本委員長： 続きまして、ここからはガス水道局の案件になりますが、No.9 の案件は、落札率が低いということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

城川係長： この業務は、老朽化した無停電電源装置のバッテリーを取替し、試運転調整及び取り外したバッテリーの処分を行うものです。

委員の「抽出理由」である、「落札率が低い」について説明します。

予定価格の算出に当たっては、担当課において、本案件で指名した12者のうち、現場に近い市内本社業者2者から事前に参考見積りをいただき、そのうちの最低価格を予定価格としました。

その後の入札における入札額については、資料に記載のとおりでございます。

最低入札金額が予定価格の85%を下回っていたことから、当該業者に低

入札価格調査を実施しました。

その結果、業務に必要な経費は計上されており、無理な経費の圧縮もされてないこと、設定している委託期間で無理なく履行できることを確認しました。

また、当該業者はすべて直営で業務を実施するとの返答であったことから、他の業者より安価な価格を提示できたのではないかと考えております。

このような理由から、予定価格と落札価格の差が大きくなり、落札率が低くなったものと考えております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

井部委員： 予定価格の設定方法について、参考見積りを徴取した小島電気商会とジェックの平均にしないのでしょうか。

城川係長： 担当課にて小島電気商会の参考見積りを精査し、妥当と判断したことから最低価格である小島電気商会の参考見積り価格を予定価格にしております。

井部委員： ジェックの参考見積り時の価格はいくらでしょうか。

城川係長： 3,912,000 円でいただいております。

木村委員： 変更の価格が妥当か確認はしているのでしょうか。

城川係長： 変更価格についても、担当課で見積り内容を精査して妥当と判断しております。

今本委員長： 資料の予定価格は税抜き表示になっているのではないのでしょうか。

城川係長： 修正します。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.9 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.10 内線電話網整備業務》

今本委員長： 続きまして、No.10 の案件は、随意契約である必要性を確認したいということで、その理由を確認したいということで抽出いただきましたが、何か補足はありますか。

井部委員： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

岡田主任： この業務は、ガス水道局本庁舎と北部営業所及び正善寺浄水場間で内線通話をするために必要な接続基板及び接続機能ライセンスの購入及び電話交換機の設定をするものです。

委員の「抽出理由」である「随意契約である必要性を確認したい」について説明します。

本業務委託の内容は、ガス水道局本局、北部営業所及び正善寺浄水場の電話交換機を内線通話ができるように接続基板の設置やライセンスの投入、設定をするものでございます。

担当課で参考見積りをいただく際に、他の業者にも依頼したところ、設置業者でないといけないという理由で、見積り提出を辞退されたとのことでした。

電話交換機は情報処理システムと同様に設置業者である当該業者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難であることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するため、随意契約としたものであります。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

井部委員： 参考見積りの妥当性は確認しているのでしょうか。

城川係長： 担当課で参考見積りの内容を精査し、妥当であることを確認しております。

井部委員： 故障があった時はその業者に頼むのでしょうか。

城川係長： そのとおりです。

木村委員： 納入した部品について保証はあるのでしょうか。

近藤係長： ガス水道局総務課の近藤と申します。機器に関しては、1年間の保証があります。

木村委員： 本体の保証はあるのでしょうか。

近藤係長： 本体は数年前に設置したので、現在保証は切れている状態です。

木村委員： 予防的な保守委託契約はしていないのでしょうか。

近藤係長： 予防保守は行っておりません。

今本委員長： 様々な通信方法がある中で、内線電話の必要性はどのようなのでしょうか。

城川係長： 通話料の節約になるため導入したものです。

近藤係長： 今年度、北部営業所及び正善寺浄水場に通信専用線を敷設しており、これに伴い内線通信が可能となることから、通信専用線の敷設を合わせて実施したものであります。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.10の案件は、これで終わりたいと思います。

以上で今回の審議は全て終了しました。事務局の方から何かありますでしょうか

【閉会】

鋤柄副課長： それでは、2点お願いいたします。

1点目は、令和6年度第1回会議の審議案件の抽出者については、大堀委員

となります。大堀委員には、改めて事務局からご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、次回の会議につきましては、令和6年4月頃を予定しております。詳しい日程につきましては、委員の皆様とご相談の上、ご案内いたします。

事務局からは以上です。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。